

「健康研究推進会議」の開催について

平成20年7月22日
内閣府特命担当大臣(科学技術政策)
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣

1. 趣旨

臨床研究の成果を活用して、新医薬品及び新医療機器を開発し、それを社会に迅速に定着させることによって、国民生活の向上及び国際競争力の強化を図るためには、「健康研究(Health Research)」の強力な推進が不可欠である。そのためには、関係府省において、それぞれ推進が図られている橋渡し研究及び臨床研究について、我が国として一つの戦略に基づき、統一的かつ重点的な取組を進めることが必要であり、その司令塔として「健康研究推進会議」(以下「会議」という。)を開催する。

2. 構成

- (1) 会議は、内閣府特命担当大臣(科学技術政策)、文部科学大臣、厚生労働大臣、及び経済産業大臣並びに別紙1に掲げる有識者により構成する。
- (2) 会議は、内閣府特命担当大臣(科学技術政策)が主宰する。
- (3) 会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (4) 会議に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で内閣府特命担当大臣(科学技術政策)が指名する別紙2に掲げる官職にある者とする。

3. 庶務

会議の庶務は、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の協力を得て、内閣府において処理する。

4. その他

前各項に掲げるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、会議において別に定める。

(別紙1)

健康研究推進会議構成員名簿

(関係閣僚)

内閣府特命担当大臣(科学技術政策)

文部科学大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

(有識者)

総合科学技術会議議員 本庶 佑

注： その他、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(別紙2)

健康研究推進会議幹事名簿

内閣府 政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当)

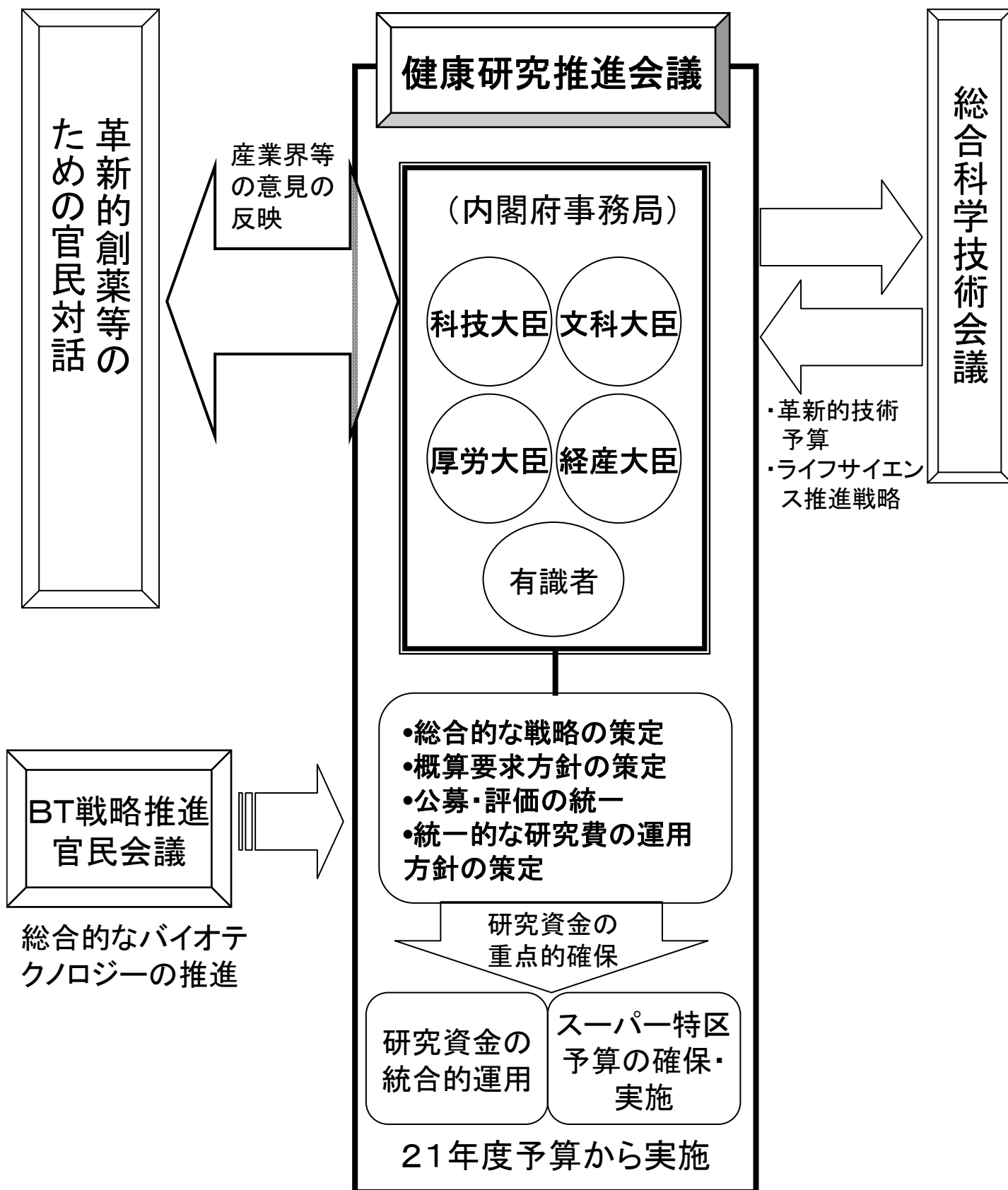
文部科学省 研究振興局長

厚生労働省 医政局長

経済産業省 製造産業局長

(参考)

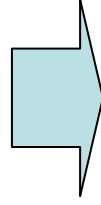
《健康研究推進会議の設置》



健康研究推進会議の設置について

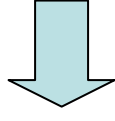
○総合科学技術会議（平成20年6月19日開催）

「平成21年度の科学技術に関する予算等の全体の姿と資源配分の方針」
健康研究分野（橋渡し研究・臨床研究）を初めての例として、関係府省合同での戦略策定、予算編成への取組を開始する。



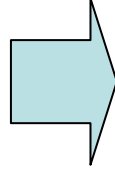
具体的な実施のため、
「健康研究推進会議」を設置

○総合科学技術会議基本専門調査会（平成20年5月15日）
「臨床研究の総合的推進に向けた検討（第1次とりまとめ）」
橋渡し研究・臨床研究の支援体制の強化に向けて、資金の拡充と効率的運用が必要。



○健康研究推進会議

- 橋渡し研究・臨床研究の司令塔機能。
- 内閣府特命担当大臣（科学技術政策担当）、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び有識者から構成。
- 内閣府に設置（内閣府設置法第4条：内閣府は、行政各部の施策の統一を図るために必要となる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。）。
- 先端医療開発特区（スーパー特区）制度の活用。



次回の総合科学技術会議に報告